

# 横浜市マンション・アドバイザー派遣事業制度要綱

制 定 平成15年3月31日（建民第184号）

最近改正 平成26年3月28日（建住計第1150号）

## （目的）

第1条 この要綱は、横浜市内に存するマンション管理組合等が行う維持管理・建替などの検討に対し、横浜市が支援する制度を確立することにより、マンションの良好な居住環境の確保にとどまらず、市街地環境の向上を目指すことを目的とする。

## （用語の定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるとおりとする。

### （1）マンション

区分所有された建築物で、もっぱら区分所有者自らの居住の用に供している建物をいう。

### （2）マンション維持管理・建替活動

次に掲げるマンション管理組合等が行う自主的な活動をいう。

#### ① マンションの適正な維持・管理に関する検討

ア 管理委託契約等に関する検討

イ 維持管理費、修繕積立金等財務に関する検討

ウ 管理組合の設立、運営、管理規約等に関する検討

エ マンションの長期修繕計画の策定や大規模修繕等に関する検討

#### ② マンションの改修・建替に関する検討

ア マンションの改修や耐震性の向上に関する検討

イ マンションの建替えに関する検討

#### ③ その他の活動で市長の認めるもの

### （3）マンション管理組合等

原則としてマンション管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体をいう。）若しくはマンション管理組合の承認を得たマンション区分所有者を含む構成者からなる検討組織で、自らマンション維持管理・建替活動を自主的に行おうとするもの。

### （4）横浜市マンション・アドバイザー（以下「マンション・アドバイザー」という。）

第2条第2号に掲げる業務に対する助言及び指導を行うため、別途定める要領に基づき選定された者をいう。

## （支援事業の内容）

第3条 市長は、横浜市内に存するマンション管理組合等に対し、次の各号に掲げる事業により支援を行う。

### （1）マンション・アドバイザー派遣事業

マンション管理組合等が行う第2条第2号に掲げる検討内容について、マンション・アドバイザーの派遣を行う事業

(2) その他市長が同等と認める事業

#### (市長の責務)

第4条 市長は、本制度の適正な運営を期するため、必要に応じてマンション管理組合等に対し、情報提供、助言、指導及び監督を行う。

#### (マンション管理組合等の責務)

第5条 マンション管理組合等は、本制度の趣旨を十分に理解し、不正に支援を受けてはならない。

#### (マンション・アドバイザーの責務)

第6条 マンション・アドバイザーは、本制度の趣旨を十分理解し、誠実に業務を行わなければならない。

#### (申請手続)

第7条 マンション管理組合等は、マンション・アドバイザーの派遣を受けようとする際に、あらかじめ活動内容等について市長と協議するものとする。

- 2 マンション管理組合等は、前項の協議に際し、別途定める要領に基づき登録されたものの中からマンション維持管理・建替活動にふさわしいマンション・アドバイザーを選定するものとする。
- 3 市長は、第1項の協議に際し、活動にふさわしい支援事業の選択、マンション・アドバイザーの選定等について助言し、及び指導するものとする。
- 4 第1項の協議を終えたマンション管理組合等は、マンション・アドバイザーの派遣を受けようとするときは、横浜市マンション・アドバイザー派遣申請書（第1号様式）に必要事項を記入し申請手続を行うものとする。

#### (申請の審査及び決定)

第8条 前条第4項の申請があった場合は、市長は、速やかに内容を審査のうえ、派遣の可否の決定を行う。

- 2 市長は、前項の派遣を決定するに当たり、必要と認められる場合は申請者と協議のうえ内容の修正を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の派遣を決定するに当たっては、予算の範囲内で派遣回数や派遣目的等を決定できるものとする。
- 4 市長は、マンション・アドバイザー派遣事業の支援を決定したときは、横浜市マンション・アドバイザー派遣決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

#### (マンション・アドバイザー派遣事業)

第9条 マンション管理組合等はマンション・アドバイザー派遣について、同一年度当たり6回ま

で派遣の申請をすることができる。

- 2 マンション・アドバイザーの派遣に係る取扱い基準は別途定めるものとし、派遣に要する費用のうち、通算回数で初回の費用は全額市の負担とする。2回目以降の派遣に要する費用は派遣を受けるマンション管理組合等と市が1/2ずつ負担するものとする。
- 3 (削除)
- 4 マンション・アドバイザーの派遣は、1回の派遣につき1名のマンション・アドバイザーとする。ただし、市長が必要と認める場合は、1回の派遣につき複数のマンション・アドバイザーを派遣することができる。
- 5 マンション・アドバイザーの派遣を受けたマンション管理組合等は、派遣を受けた日から14日以内に、横浜市マンション・アドバイザー派遣実績報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。
- 6 マンション・アドバイザーの派遣を受けようとするマンション管理組合等は、マンション・アドバイザーの派遣を受けるまでに横浜市マンション登録制度による登録を行うものとする。

#### (派遣決定の取消し)

第10条 市長は、本制度によるマンション・アドバイザーの派遣を受けたものが本要綱の趣旨に反し、若しくは派遣の目的を達成することができないと認めた場合又は次の各号に該当するときは、派遣決定を取消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によりマンション・アドバイザーの派遣を受けたとき
- (2) 本事業を当該事業以外の用途に使用したとき
- (3) 前2号のほか、マンション・アドバイザーの派遣の決定の内容、これにつけた条件又は法令に違反したとき

2 市長は、前項により派遣決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその内容を通知しなければならない。

#### (派遣に要した費用の返還)

第11条 市長は、前条の規定により派遣決定の全部又は一部を取り消したときは、派遣事業の当該取消しに係る部分について、既に派遣に係る費用が発生しているときは、本制度によるマンション・アドバイザーの派遣を受けたものに対し期限を定めてその返還を命じなければならない。

#### (担当窓口)

第12条 マンション・アドバイザー派遣事業制度についての事務は、建築局住宅部住宅再生課が行う。

#### (委任業務)

第13条 市長は、本業務の一部を委託することができる。

#### (その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は建築局長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年12月20日から施行する。

ただし、第9条第6項の規定は、平成18年4月1日に発効する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条第4項）

		内 容	
申請区分	維持管理	管理委託契約等	
		維持管理費、修繕積立金等財務	
		管理組合の設立、運営、管理規約等	
		長期修繕計画の策定や大規模修繕等	
	改修建替	改修や耐震性の向上	
		建替に関する検討	

## 横浜市マンション・アドバイザー派遣申請書

（申請先）

横浜市 長

年 月 日

マンション管理組合等名

住 所

氏 名

電 話

横浜市マンション・アドバイザーの派遣を申請します。

1 派遣を受けるマンション名

2 派遣を受けたい内容

(1)

(2)

3 マンション・アドバイザー名 NO. \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

4 派遣を受ける日時

第1希望 年 月 日

第2希望 年 月 日

5 その他

過去にアドバイザー派遣を受けた回数 ( ) 回

案内図

地区の現況

\* 収まらない場合は別紙にて可

様

横浜市長

### 横浜市マンション・アドバイザー派遣決定通知書

次のとおり横浜市マンション・アドバイザーの派遣を決定したので通知します。

名称	
住所、連絡先	
活動内容	
派遣予定日	
派遣回数	通算 回目（今年度の派遣 回目）
横浜市マンション・アドバイザーの氏名、住所及び連絡先	氏名 住所

※横浜市マンション・アドバイザー派遣実績報告書を、派遣終了後速やかに提出してください。

## 横浜市マンション・アドバイザー派遣実績報告書

（ 報 告 先 ）

横 浜 市 長

申請代表者

住 所

氏 名

印

年 月 日で決定通知を受けた横浜市マンション・アドバイザー派遣について完了しましたので、次のとおり報告します。

1 派遣マンション名

2 派遣日時

3 業務内容（別紙でも可）